

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市障害者等施設整備事業補助金
補助事業等の目標	障害者等施設整備事業に要する経費の負担軽減を図る。
補助事業等の対象者	国又は県の定める施設整備基準に基づき施設の整備を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人及び障害者団体等
補助対象経費	定員9名以下の障害者等施設の新築、増築及び改修に要する経費で、市長が必要と認めたものとする。ただし、土地の買収費は除くものとする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>1 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、200万円を限度とする。</p> <p>(1) 国又は県の補助金の交付を受けた事業に係る補助金の額は、対象経費から国又は県の補助金額を除いた額の2分の1以内の額(千円未満切捨て)とする。</p> <p>(2) 国又は県の補助金の交付を受けない事業に係る補助金の額は、対象経費の4分の1以内の額(千円未満切捨て)とする。</p> <p>(3) 国又は県の補助金の交付を受けない事業のうち、市内在住者のみが利用する施設に係る補助金の額は、対象経費の3分の1以内の額(千円未満切捨て)とする。</p> <p>2 既に補助金の交付を受けた施設は、補助金を交付した年度から起算して10年を経過するまでは、補助の対象としないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成15年4月1日
補助事業等の終了時期	

	<p>【終期が3年を超える場合の理由】</p> <p>障害者等施設整備のため、3年を超えて補助する事が必要。</p>
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	<p>補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市補助金等交付規則に定められた申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 設計書又は見積書</p> <p>(3) 設計図又はカタログ</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>補助金の交付を受けた者は、諏訪市補助金等交付規則に定められた実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書</p> <p>(2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し</p> <p>(3) しゅん工写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
提出書類	<p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 設計書又は見積書</p> <p>(3) 設計図又はカタログ</p> <p>(4) 事業報告書</p> <p>(5) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し</p> <p>(6) しゅん工写真</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

令和2年3月16日 一部改正（令和2年4月1日 施行）